

令和4年12月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年12月2日（金）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和4年12月2日（金） 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和4年12月2日（金） 午後 3時13分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	市ノ川 徳 宏
委 員	竹 田 悦 子      田 中 克 美      秋 谷      修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 8 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 9 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 8 0 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 4 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 6 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 8 号	令和 4 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹
都市建設部参事兼市街地整備課長	大 堀 勝 彦
都市建設部参事兼道路課長	矢 部 正 樹
建築住宅課長	秋 元 宏 康
都市計画課副参事	藤 村 弥
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部副部長	中 根 治 人
上下水道部参事兼下水道課長	堀 岳 夫
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
水道課副参事	大 網 岳 志
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	岡 田 和 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書記 森 田 慎 三

書記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と川崎葉子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第78号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第79号 市道の路線の廃止について、議案第80号 市道の路線の認定について、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第86号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第88号 令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、そのたびごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第79号及び議案第80号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第78号の条例の一部を改正する条例、議案第84号の一般会計補正予算、区画整理事業に係る議案第86号、議案第88号について、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく理解していただき、補正予算については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてからの質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

(竹田) 昨日委員長宛てに資料請求をさせていただきましたので、資料請求のお願いをしたいと思います。議案の84号です。一般会計の補正予算の中で、本会議場でも質問があったのですけれども、どこの場所をやるのだいとかというのがありました。そういうことも含めて資料請求をさせていただきたいと思います。

まず、議案第84号の6ページで、繰越明許で示された事業の箇所、事業ですね、それから7ページの債務負担行為補正で道路改修工事、幹線道路等改修工事、それから道路維持補修事業が、あと道路改良工事が出ています。どこの場所というかを分かるところで資料請求したいと思います。

あわせて、19ページです。これは本会議場で質問がありましたが、交通安全施設整備事業で道路標示とか交差点とか、どこやるのだいと。それで、項目でお答えになっていましたけれども、その一覧があれば出していただきたいというふうに思います。

以上、よろしく取り計らいをお願いいたします。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第84号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 表として大枠の大字とかになりますが、提出は可能です。議案の前に提出できると思います。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)



(開議 午前9時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第79号及び議案第80号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第79号及び議案第80号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。関連がございますので、一括してご説明いたします。

内容につきましては、廃止6路線、認定8路線です。

初めに、図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道の路線の廃止5路線についてご説明いたします。箕田、三ツ木地内、市道A-1021号線、F-175号線、F-187号線、F-194号線、F-197号線は、道の駅整備事業によるアクセス道路の整備に伴い廃止するものです。起点、終点、幅員、延長につきましては、次のページの表のとおりでございます。続きまして、次のページ、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道C-596号線は、起点を鴻巣市滝馬室字上間1324番1地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字上間1323番地先とします。幅員3.2メートル、延長24.64メートルの路線で、開発行為に伴い開発道路の一部となることから廃止するものでございます。

続きまして、議案第80号 市道の路線の認定についてご説明いたします。次のページの図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。路線の認定につきましては、本日お配りしました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道B-536号線は、起点を鴻巣市松原4丁目4683番8地先とし、終点を鴻巣市松原4丁目4683番1地先とします。幅員4メートル、延長89.36メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い認定するものです。続きまして、次のページ、図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。市道C-364号線は、起点を鴻巣市滝馬室字上間1320番14地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字上間1320番7地先とします。幅員4.5メートル、延長65.65メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い廃止するC-596号線の区域を含め認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー5、市道認定図を御覧ください。

初めに、市道 F-351号線についてご説明いたします。市道 F-351号線は、起点を鴻巣市箕田字助右エ門1017番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門2058番1地先とします。幅員10メートルから26.56メートル、延長552.72メートルの路線で、道の駅整備事業によるアクセス道路を認定するものでございます。

この後説明する5路線につきましても、道の駅アクセス道路の認定に伴い、廃止路線の一部を再認定するものでございます。

まず、市道 F-350号線でございますが、起点を鴻巣市箕田字助右エ門1084番1地先とし、終点を鴻巣市三ツ木字深見655番1地先とします。幅員4.66メートルから5メートル、延長383.11メートルの路線で、F-175号線の廃止に伴い、その一部を再認定するものです。

続きまして、市道 F-352号線は、起点を鴻巣市箕田字兵庫1948番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字兵庫2015番1地先とします。幅員7メートル、延長198メートルの路線で、A-1021号線の廃止に伴い、その一部を再認定するものです。

続きまして、市道 F-353号線は、起点を鴻巣市箕田字兵庫1954番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字兵庫2029番1地先とします。幅員4.66メートルから5メートル、延長211.4メートルの路線で、F-175号線の廃止に伴い、その一部を再認定するものです。

続きまして、市道 F-354号線は、起点を鴻巣市箕田字兵庫1960番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字兵庫2046番地先とします。幅員2メートルから2.5メートル、延長224.3メートルの路線で、F-194号線の廃止に伴い、その一部を再認定するものです。

続きまして、市道 F-355号線は、起点を鴻巣市三ツ木字深見667番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門2058番3地先とします。幅員2メートルから2.5メートル、延長206.13メートルの路線で、F-194号線の廃止に伴い、その一部を再認定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 4 分)



(開議 午前 1 1 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第79号及び議案第80号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) それでは、市道 B-536号線のところの開発の関係でお聞きしたいのですが、そういう聞き方でいいですか。宅内にでかいマンホールっぽいのが3個あったのですけれども、これ調整池ではないのですけれども、水の浸透で、要するに水を調整するますだというような話を聞いたのですが、今まで見てきたところは、四角だったりもするのだけれども、大概1か所だったかなと思うのですけれども、今回なぜ3つもあるのかなと。あそこが昔でいうと湿地帯であったから3つなのかなとか勝手に推測したのですけれども、その辺で一応答弁できればお願いしたいと思うのですが。

(都市建設部参事兼道路課長) 委員さんおっしゃっているのが浸透施設というものでありまして、この浸透施設につきましてはいろいろな種類があります。今回、B-536号線のほうは雨水の浸透トレンチという形で、真ん中に管があり、マンホールからマンホールの間に、真ん中に浸透管というのがありまして、その周りが碎石で埋められたものを使われているという構造です。それともう一つ、ほかの滝馬室のほうは浸透パネルといって箱型の浸透施設を使ったものもあります。それと、ほかにそういう2次製品を使わずに碎石層だけを設けて浸透施設として、浸透できる流量が確保できれば、開発のほうで指導の中でやっている、浸透できる流量が確保できればどんなシステムでも構わないというふうに指導しております。

以上です。

(田中) 当然浸透する水の量とかは計算をして決められているのだと思うのですが、先ほどの3つのますの関係で、間にパイプを通して浸透させるような話だったけれども、パイプには当然穴か何か空いていて、各



3つのますから、そのパイプの周りに砂利か何かを埋めて、浸透するよ  
うにということで想像なのですが、よろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 委員さんが言ったとおりの、周りが碎石  
で埋められている状態、管のほうは穴が空いている状態です。

以上です。

(田中) 次に、滝馬室字上閘でいいのかな、その工事のところなので  
すけれども、面積で、あそこは開発場所は4.5だったかな。道路幅ね。な  
のだけれども、外というか、周りは下手すれば4メートルないところ  
が多いので、入り口、出口、大きな道に通じる道、それがたしかもう3メ  
ーターぐらいしかなかったような気がするのだけれども、そういうとこ  
ろでも開発許可は下りるのでしょうか。下りているのだから、しょうが  
ないのでしょうけれども、ちょっと疑問なのです。

(建築住宅課長) 先ほどの滝馬室のところに関して、接続している道路  
が2本あるかと思うのですけれども、そちらはどちらも4メートル以上  
は確保されています。開発の道路のほうは4.5メートルなのですけれど  
も、接続する道路については4メートル以上あればいいですよというよ  
うな基準になっていますので、滝馬室については問題はないということ  
になります。

以上です。

(田中) 今の答弁でいうと4メートル以上あればいいということで、現  
実に4メートルあると。見た感じが狭く感じたということでもいいわけ  
ですね。4メートル以上あれば開発できると。そこが面積案件によっては  
4.5、下手すると5メートル、広いところではそういうふうにするとい  
うことで一応規定があるということで解釈をしてよろしいのでしょうか。

(建築住宅課長) 委員のおっしゃられるとおりでよろしいです。

(田中) それでは、最後になるかと思うのですが、箕田のところの開発  
のところなのですが、道の駅に隣接しているところの道路の認定、廃止  
についてなわけですが、質問はそれではないのですが、今現在、道の駅  
の工事の土盛りか何かやっていたのが見受けられたのですが、工事の手  
順として向こうを先やるのか、同時にやるのか。工事の発注は、道路の

関係は鴻巣市がやるのだと思うのですが、一応向こうでは、説明は、道の駅に関しては国交省がやると、道路は鴻巣市だというような話だったので、その調整等は当然していると思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）道の駅の整備事業につきましては、道の駅のプロジェクトのほうで協議を行っておりまして、道路課のほうにそういう情報については基本的には入っておりません。なので、道路課としては、今回認定する道路について、道の駅のほうから依頼を受けて今回認定という流れになりますので、その他造成工事に関しては、道の駅整備事業ということで、うちの道路課としては把握していないところです。

（田中）今の説明では、道の駅プロジェクトと道路課のほうはそれほどコンタクトを取っていないような話だったのですけれども、地域住民といっても向こうの花屋さんぐらいなのでしょうけれども、多少駅のほうから入ってくる道等を利用していたのは見受けられたのですけれども、それに対して、工事が始まればいろいろ支障があるのではないかなとは思いますが、同じ市の中にあるプロジェクトなのだから、当然その辺の話合いはしておいたほうがいいのではないかなとは思いますが、よろしく願いをします。

以上です。

（都市建設部参事兼道路課長）今後、道の駅のプロジェクトのほうとも連携して、市としてのアクセス道路の整備事業がスムーズにいくように協議してまいります。

（秋谷）認定でいったらF-351号線で、廃止でいったらA-1021号線とF-187号線か、のところでちょっと伺いますけれども、道路の幅員がかなり広がるようなのですけれども、今回仮に認定の議決が今議会で得られたら、この道路はいつ頃に例えば用地の買収をして、取付け道路の整備自体はいつ頃までにやるのか。もし道の駅の絡みでそちら任せだと言われてしまったらどうしようもないのだけれども、分かる範囲でお答えをいただきたいのですが。

(都市建設部参事兼道路課長) いつ頃というところではちょっと申し上げられないのですが、進め方として、まず今回道路認定をいただいた路線について用地買収が進められるということとなります。それとあと、今回道路を17号に向かって帰ってきたのですけれども、そのところに大幹線排水路があったと思うのですけれども、そちらのほうをまずやるというふうに伺っています。その後、道路買収が終わった後に道路整備というふうな流れになるというふうに聞いております。

(秋谷) 今のお答えの中で大幹線排水路をやるというのは、要はそこにボックスカルバートを入れて暗渠化をするという意味合いなのかしら。もし分かればお伺いしますが。

(都市建設部参事兼道路課長) ボックスカルバートによる橋というふうに聞いております。

(秋谷) お金の話で、もしお答えが出せるものなら伺いたいのですけれども、この道路の取付け、さっき用地買収のことをまず聞きましたが、用地買収のほうから聞こうかな。どれくらいの用地買収で費用がかかるのだろう。まず、買収の部分だけ。

(都市建設部参事兼道路課長) 申し訳ありません。用地買収のほうも道の駅のプロジェクトのほうで所管しておりまして、そちらのほうは金額あるいは地権者の関係をやっておりますので、道路課としてはお答えできないところでは。

(秋谷) そうすると、ボックスカルバート化するほうも全部道の駅のプロジェクトのほうの所管になるから、取付け道路部分についてのどれだけ費用がかかるかというのは分からないけれども、委員会としては道路の認定だけはしてくれという理解でいいのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 今回、道の駅のほうからこの道路についての認定の依頼がございまして、それに向けて今回議案として提出させていただいているところです。

(竹田) では、質問をいたします。

百聞は一見にしかずで、現地を見たら非常に認識が深まったところもありますので、ちょっと通告はしているのですが、それと含めて質問をし

ていきたいと思えます。

まず、今図面ナンバー1の廃止する路線の認定で、これは畑地というか、中なので、基本的には農道だというふうに思いますが、2メートルから3.2メートル、4.66から5メートルというところですので、非常に広かったり狭かったりしているのですが、まず廃止する路線の認定した時期と、道路幅がこのようにいろいろ違う認定の仕方というのは何ゆえになされたのか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、認定の時期ですが、A-1021号線は平成11年の4月5日ということです。その他の路線につきましては、昭和62年3月30日ということで、これは先ほど幅員とか現地と違うというお話をされていると思いますが、机上での一括認定になります。それと、幅員がいろいろあるというところですが、起点、終点の間で一番広いところ、狭いところを記述する関係で狭いところ、広いところということで、一律にはなっていないという状況です。

(竹田) 分かりました。確かに道路幅が2メートルとか7メートルとかいろいろありますけれども、一括認定だったということで、分かりました。

続いて、図面ナンバー2のC-596号線、これも幅員が3.2メートルということで、本来市道としては認定されない、私は、位置指定道路みたいな感じかなというふうに思ったのですけれども、3.2メートルの認定した要因、これは何ゆえなのでしょう。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほどもお話に出た道路の一括認定の時期に机上でスケールで測った関係でこういった認定にはなってしまったのですが、その辺の差異の原因については、その当時ではないので、ちょっと分かりかねるところです。ただ、現状違うということは今回の開発の中で分かりましたので、それは今回区域変更、本来であれば区域変更をして改めるところですが、今回新たな路線の中の認定に含まれてしまうということで、今回そのままの状態に廃止ということにさせていただきました。

以上です。

(竹田) 分かりました。ということは、現地を基本的には見るということを前提に、今までも多分認定しているときもそうだったと思うのですけれども、基本的には現地を確認しながら認定するという受け止めでよいのかどうか。今回廃止するから問題はないのですけれども、過去においてもやっていたのか、いなかったのか、ちょっと確認をしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 昭和62年の3月の一括認定のときは実際現地に行ったのかどうかというのはちょっと把握はできていないのですけれども、机上で間違いがあるということは現地へ行けば分かったのかなという、今回の路線ではなくても、ほかにもあるのですが、そういうところも見受けられますので、そのときは現地は行っていないのかなと思います。今現在は、認定するに当たっては、まず初めに現地は確認しておりますので、このような差異は出てこないのかなというふうに思っております。

(竹田) 分かりました。確かに私が最初に申し上げたとおり百聞は一見にしかずだから、ちゃんと認識が一層深まるから、大事かなというふうに思います。

続いて、図面ナンバー4のC-364号線ですが、これは最初に廃止した路線の起点と今回認定する道路の起点からいうと、接続道路がどういうふうになっているかあれなのですけれども、両方とも4メートルあるということ的前提にしているのだと思うのですけれども、廃止するところは終点のところになっていたのです。今回は起点が反対側になった、変な話、反対になっているので、この考え方はどういう考え方の中で起点と終点を決めたのかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) まず最初に、廃止する路線につきましては行き止まり道路であったことから、先ほどの位置、今回の道路の終点側になります。今回認定した道路につきましては両方とも市道で、順位づけからするとどちらでもいいのですが、私どもが行っている起点をどうするかというルールの中で、南側を起点にするというルールを設けて認定をしておりますので、その関係で反対になったということになりま

す。

（竹田）分かりました。ということは、図面ナンバー B—356（P.14「536」に発言訂正）号線ですけれども、同じ道路に向き合っていて、同じ道路に接続されているのですが、起点の位置からいうと、図面上では右と左なのですけれども、さっきの考え方からいうと南側からやると。同じ道路に接しているけれども、南側を起点にすると、そういうルールだということによろしいのですね。

（都市建設部参事兼道路課長）そのとおりでございます。

（竹田）先ほど私どものルールではというふうにおっしゃったのですけれども、それは私どもというか、鴻巣市なのか、例えば県なのか、国なのか、その基準というのはどこにあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）道路課だけの内規になります。市とか県とかというところまで共通ではないということです。

（竹田）分かりました。ということは、先ほどの廃止路線の問題も含めたときに、一括認定した中でいろいろなこれまでとは違った認識のものがあったということですが、私どもというのは鴻巣市の道路課だけのことなのか、今後ちゃんと引き継いでいくという点では明文化されているのかどうかも含めて、部長とか課長とか、そういう方が替わってしまったら、南側ではなくて、今度は北側からにしようとかというふうになっていくのかなというふうに思うので、そこら辺の明文化というのはいかなるようになっているか確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）一応内規の規定という形で文書になっておりますので、後から人が替わったらという話にはならないということです。

（竹田）分かりました。

では、最後、図面ナンバー 5 の認定道路で、現地を見てよく分かりました。認定の仕方なのですけれども、今までは 1 本だった F—354号線と F—355号線の認定の仕方、私はちょっと、同じ道路なので、あまり本数増やすよりも 1 本でやったほうがいいのではないかとこのように私はあくまで考えるのですが、なぜ 1 本にしなかったのかお聞きをします。

(都市建設部参事兼道路課長) これは、先ほどの道の駅の整備事業のF-351号線が今回、公図の写しを見てもらうと分かるのですが、道の駅の整備地のほうまで延びております。その関係で、クロス認定というのはできないものですから、2本に分けたということになります。

(竹田) ということは、F-351号線は10メートル道路ですよ。ということは、10メートル道路にするということは、センターラインを設けたりとか、そういうことも含めた想定をしているのかも含めて、ちょっと今後の、どういう形状になっていくのかお尋ねをします。

(都市建設部参事兼道路課長) 10メートルの幅員の構成なのですが、センターラインはつきます。歩道が2.5メートル、それと車道部が7.5メートルです。センターラインがつく構造で10メートルという道路を計画しているというふうに聞いております。

(竹田) 歩道が2.5メートルというのは、歩道は両側の歩道なのか、片側なのか、それも含めて。

(都市建設部参事兼道路課長) 失礼しました。片側の歩道となります。

(竹田) 分かりました。片側歩道で2.5メートル。ということは、一番広い部分としてなるのですけれども、そこに接続しているF-352号線ありますよね。それは7メートル道路ですよ。では、それとの関係でどういう形状になっていくのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 7メートルとの交差とか道路の形状につきましては、今詳細設計の中でどういった構造になるのか、当然7メートルの市道がありますので、歩道がある市道から脇に道がある場合、当然その部分はエプロンの巻き込みとか、歩道がどちらにつくかにもよるのですけれども、歩道が恐らく道の駅側になるのかなと思われまので、そうすると普通に7メートルの道と10メートルの道が交差するような丁字路を思い浮かべていただければいいのかなと思います。当然片方はそんなに広くないですから、片方は3メートルぐらいかな。両方とも7メートルとなると、交差点が7メートルの交差点となる。

(竹田) ちよつとごめんなさい。7.5メートルの車道に接続するF-351号線とF-352号線で、F-352号線は7メートル。では、7メートル幅の

道路というのはどういう形状の予定なのでしょう。

(都市建設部参事兼道路課長) F-352号線のほうは今現状の道路の幅員があって、そこからちょうどコーナーのところが今回の認定のF-351号線になるわけですがけれども、そこから最大幅員が二十幾つというお話をしたかと思うのですけれども、その部分の幅員が一番あるのですけれども、例としては、鴻巣駅の梅林堂さんがあるところがあると思うのですけれども、あそこ大きな道路から脇につながる道路がありますよね。あのような形になるというふうに聞いております。

(竹田) いわゆる道の駅だから、いろんな人たちに来てねと。大いに利用してくださいと。駐車場が大きなスペースを占めるのですけれども、そういう形状にすることが一番安全で、かつ利便性があって、活動的な道路形状なのかどうかという。設計の段階で。ちょっと私は素人なのでよく分からないのですけれども、安全性、効率性、かつ一番費用もかからないという点でどうなのかなってあるのですけれども、それは基本設計の中でそのようになってきているのかどうか。本当は同じ幅でやるのが一番いいわけだから、というふうにちょっと思うのですけれども、7と10とのこの差、同じ車道幅でも7.5ではないのね。7メートルなのだよね。だから、そこら辺の整合性というのはどういうふうに考えたらいいかということをお教えいただきたい。

(都市建設部参事兼道路課長) 今回のF-351号線のほうは7.5、それからF-352号線のほうは7メートルということで、あくまでも7メートルに関しましては既存の道路と、先ほど現地でお話ししたと思うのですけれども、整備するのはあくまでもF-351号線の部分ということで、それ以外については既存の状態で安全に通行ができるような交差点にしていこうというふうになるのかなというふうに思います。

(竹田) 分かりました。ということは、F-352号線は7メートルで、ではセンターラインも引かないと。今の既存、先ほど通ったところは何もなかったですよね。ということは、あのままという受け止めでよいのか確認します。

(都市建設部参事兼道路課長) 現状はそういう考えでおります。先ほど



カーブのところ、交差点のところですね、丁字路にならないような、先ほど梅林堂さんがあるところのようにポストコーンを真ん中に立てるような計画になっているというふうには聞いております。

（竹田）分かりました。ということは、図面ナンバー5と図面ナンバー1との関係では廃止をして再認定すると。接続がいろいろあるから再認定するという事ですので、道路を、道の駅ができて、すごくすてきな立派な道路に接続する道路はあのままと。舗装もしなければ、そういうことはないのかと。きれいな道路ができたのだから、そこに接続する道路ももっときれいにする計画というのはないのかだけ確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）既存の道路につきましては、現状の状態で維持管理をしていきながら、通行に支障のないように道路課としては管理していきたいと思えます。

（竹田）分かりました。ただ、立派な道路に接続する道路があまりにも見たところがいまいちだったらかわいそうかなというふうにちょっと思うものですから、あえて聞きました。

ごめんなさい、ちょっとB-356（P.14「536」に発言訂正）号線に戻っていいでしょうか。現地を見て、図面ナンバー3のB-356（P.14「536」に発言訂正）号線ですけれども、現地を確認したら路肩のところがおうちを建てているということもあって、欠けていたりかしたのです。その点では、やっぱりきれいな道路として認定していただく、認定というか、採納していただかないと大変かなと思うのですけれども、道路はできて、認定してしまうと、その後の補修も含めてどのように採納されるのかだけ確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）現地のほうが隅切りの部分で、側溝の蓋ではなく、肩の部分が欠けているということがありますので、こちらにつきましては、1年間まだ瑕疵担保期間がありますので、その範囲内で、壊れるというのはやはり建築の関係が多いので、建築がある程度進んだ段階で一度指摘させていただきたいと思えます。

以上です。

（竹田）ということは、1年間の瑕疵担保期間があるということなので、

あそこに建てられるうちは基本的には1年以内にしっかりと建てられるということと、販売もされるという見通しでよいのかどうか最後に確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）推測なのですが、今現状造られている状況からすると、1区画とか残るかどうか分かりませんが、1年以内に建てられるのかなというふうに、現状を確認した結果ですけれども、思っております。

（竹田）すみません。発言の訂正をお願いします。

松原のところはB-356（P.14「536」に発言訂正）号線ではなくてB-536号線でしたので、訂正をお願いいたします。

（委員長）発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

（川崎）すみません、1点だけ確認でさせていただきたいのですけれども、道の駅アクセス道路に伴う廃止と認定のところ、今の竹田委員の説明の続きといたら変なのですけれども、竹田委員がいろいろ質問していただいたので、私もちょっと疑問に思いまして、確認でさせていただきます。

F-194号線を廃止いたしまして、新たにF-355号線、F-354号線を認定するということでもありますけれども、これが一本道ではなくて、なぜ2つになっているのかといいますと、先ほどの説明からいきますと、交差点になる部分がかかるから、それを避けるためにF-354号線、F-355号線という認定をするということだと思ひまして、そのことは分かるのですけれども、ここが2メートルですね、幅が。どちらも2メートルから2.5メートルの幅員ということなので、車ということは想定できないので、どのような形になるのか。当然道の駅ができる、そのアクセスということですので、ちょっとその辺のところイメージとして、道の駅にも関わってくることなのですけれども、どのような形状で使われるのか。また、ここは交差点という形で、交差点といひましても、2メートルなので車ということは想像がつかいせんので、ちょっとその辺の道路

の接続具合と、道の駅に関連してどのような使われ方になるのかについて伺います。

(都市建設部参事兼道路課長)こちら、今回認定するF-355号線、それとF-354号線、2メートル、幅員が狭いということなのですが、もともとこちら田んぼの中に農耕車が通る通りとして認定されているのかなというふうに思っております。なので、基本的には車が通るというよりは、車でも軽トラ程度というものが、稲刈りとか、あと田植機械とか、そういったものが通る道路、現状なのかなというふうに思っております。今回分断されますが、基本的には形状は変わりはない、整備されるのはあくまでもF-351号線なので、通られる方はそんな方が通ればいいのかというふうに思っております。

(竹田)すみません。委員長から許可をいただきましたので、追加のちょっと質問をさせていただきます。ごめんなさい。

F-351号線で、先ほど10メートル道路の場合は片側歩道の2.5と7.5とご説明いただいたのですけれども、よく見るとF-351号線は幅が10メートルから26.58になっているのですよね。これはどういう形状になるのか。倍以上の幅の道路になるわけですから。でも、このところの公図の写しを示していただいたところですが、どこの部分で26.56になるのかちょっと教えてください。

(都市建設部参事兼道路課長)先ほどF-352号線との交差の話をしていただいたと思うのですけれども、この部分、公図の写しを見てもらうと一番分かりやすいのですが、角、ちょうど外側は直角になっていると思うのですが、そこから内側に向かうと、横断で向かうと約26メートルあるということで、それが最大幅員ということになります。それと、17号側、こちらにつきましては右折レーンがつくということで、それはもう最大、最小の幅員を記載しておりますので、右折レーンがつく部分については当然太くはなるのですが、その部分は最大、最小という間に含まれているという状況ですので、最大と最小の数値が今回書かれているということです。

(竹田)右折レーンというふうにおっしゃいましたよね。右折だよね。

ということは、下り車線を右折するということになるのですか。

(都市建設部参事兼道路課長)市道F-351号線から17号に向かって右折レーンです。

(委員長) そっちしか行けないから。

(竹田) 分かりました。だから、足の先っぽのような形が右折するというので、ここも25.56くらいの幅になるという受け止めでよろしいのかどうか確認します。

(都市建設部参事兼道路課長) 申し訳ございません。約26メートルのところは先ほどのカーブのところ、こちらにつきましては約13メートルになります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第79号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時54分)



(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 午前中に議案請求資料ということでお出しした中で一部誤りがありましたので、今紙でお手元にお配りしたものが正しいものになります。中身としましては、4工区のところに、誤りで榎戸1丁目と北中野が入っておりました。こちらのほうは北中野が3工区、榎戸1丁目は5工区になります。

それと、主な地区と書いてあるので誤りではないのですが、併せて3工区に糠田が抜けておりましたので、糠田を追加したことと、4工区には北新宿も含まれていますので、北新宿を追加した。あと、5工区には前砂を追加しております。

以上が訂正の内容となります。

(委員長) このことについてご了承をお願いいたします。

次に、議案第78号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第78号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、都市の低炭素化の促進に関する法律、施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴い、鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

改正箇所としましては、共同住宅等に係る低炭素建築物、新築等計画の認定申請について、個別の住宅部分に対する認定が廃止され、住宅部分全体に対する認定となったことに伴い、当該認定申請に係る手数料の規定を改正するものです。

本条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) では、通告していますので、それに従って質問しますが、個別の住宅に対する認定が廃止され、住宅部分全体に対すると。これは、具体的にはイメージとしてどういうことなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

(建築住宅課長) すみません。ちょっと分かりにくい説明だったかと思うのですが、まずこれ共同住宅というのが前提です。共同住宅に関して、今までは1戸1戸認定をすることが可能でした。10戸あっても1戸だけ認定とか、そういったことも可能だったのですが、改正後は今度10戸部分全体、建物全体で認定するような形に変わったという説明になります。

以上です。

(竹田) ということは、これまでは共同住宅でも1戸1戸やるということとは、申請する人は、例えば共同住宅に住んでいた場合、住んでいる人の個別の申請だったのですか。その申請の仕方。そうすると、今度は共同住宅の住宅部分全体になると誰が申請するようになるのかお尋ねをします。

(建築住宅課長) 今までは、すみません、これも共同住宅といっても分譲住宅、賃貸ではちょっと、取れることは取れるのですが、基本的には分譲住宅で想定してもらおうと分かりやすいかと思うのですが、分譲の共同住宅を造った場合に申請をするという形になると思います。造る側としては、共同住宅、分譲のマンションとかがなると思うのですが、マンションを建設する方、そういった方が一括まとめて今後は申請を出して、全ての住戸でこの認定を取るという形になるというふうに考えられます。

(竹田) 分かりました。そうすると、オーナーさんというか、造る人がまとめて申請するということは分かりました。

では、いつの時期に申請をするのか。完成した時点なのか、これから取りかかろうとする時期なのかという申請の時期についてお尋ねします。

(建築住宅課長) 申請は、工事の着手前になります。

(竹田) ということは、今回の条例改正に伴って文言を変えることによって、いわゆる建築主なので、あんまりいないと思うのですけれども、市民への影響、対象の住宅の、建築前ということはこれからということなので、今建っているものは基本的には対象外という理解でよいのか、この点を確認します。

(建築住宅課長) 今建っているものを何もしないで認定ということはないです。無理です。もし増築とか改修とか、そういった基準に合うような形に改修した場合、こういった場合については認定することは可能となります。

以上です。

(竹田) ということは、これは公布の日になるので、発効日が、ということは、これ公布の日というの、もう既に履行されているという受け止めの施行の日なのか、ここの点の最後確認したいと思います。

(建築住宅課長) 既にこの制度は10月1日から施行されております。今回の議会になってしまったというのは、国のほうで施行規則を公布してくれたのが実際には9月18日(P.24 「16日」に発言訂正)という日にちになってしまいました。その規則を見てみないと、我々もどういう事務手続なのか全く分からないので、手数料もこのままで改正なしでかけてしまっているのかも分からないので、9月議会にかけるのはちょっと難しいと判断して、12月になってしまったということです。

(竹田) ということは、これ条例が可決した時点ですぐさま施行になるのですけれども、国からは9月18日(P.24 「16日」に発言訂正)ぐらいに来たということは、先ほどいつ申請するのですかと言ったときに、施工前ですというふうにおっしゃってましたよね。ということは、施工前に申請する。9月の18日(P.24 「16日」に発言訂正)時点ではもう施工している、施工前で申請できたものが工事が始まってしまっていて、一定程度完成している部分もありますが、その建物についてはどのような解釈の下に運用されていくのか確認します。

(建築住宅課長) 実際申請はありませんでした。仮にもしあったとして

も、結局住宅の戸数が何戸かということになってきますので、もう全戸数でやらなくてはいけないので、この条例を改正しなくても結局同じ手数料はかかってしまうというふうには解釈しています。

以上です。

（田中）この議案第78号の手数料徴収条例の改正なのですけれども、改正といっても、ぱっと資料とかを見ると、現行と改正後も料金的には変わらないと。先ほど竹田委員の質問で前のやつとかと言ったけれども、どっちにしろ料金的にはもう取っていたと。私の解釈では、取り方が変わったのだと、一遍に申請ができるというふうに解釈をしたのですが、それと低炭素の手数料の関係なのですが、これってお金は建築住宅課で徴収をして、どこに最終的には行くのでしょうか。

（建築住宅課長）市のほうの歳入として入ります。

（田中）当然、料金を見ると全部、最初から最後までという言い方はいけないのでしょうかけれども、一戸建てとか、1戸から5戸とか、そういうのを見ていくと、料金的には前も後も金額はすっかり同じだったと思うのです。ただ、申請が1戸から何戸までできるという、先ほどちょっと言ったような料金体系になっているのと、分からなかったのは、あと共用部分、共同住宅というか、先ほどの前の説明を聞いていると、マンション等集合住宅の共用部分の面積の案件も300平米以下とかその辺の、以上とかというのがどこかにあって、変更部分がそこにどこか生じるのかどうかというのもちょっと分からないので、そこの部分も一応質問とさせていただきたいのですけれども、床面積、共用部分の300平米以下と以上でどこか違うのかどうかということです。

（建築住宅課長）これについては、300平米であえて線を引いているというのは、国土交通省のほうから事務連絡で通知が来ていまして、300平米である程度審査の時間が変わってくるだろうということで、認定をするまでの事務処理の所要時間として国のほうで示されています。その具体的な数字なのですけれども、300平米以内であれば、大体審査等に関する時間が140分ぐらいかかるという想定ですよと国のほうから示されています。300平米以上であれば245分かかりますというような想定で、審査



についてかかりますよというようなふうに国で示されています。その時間に対して職員の1時間当たりの単価を掛けると、大体このぐらいの金額になってくるということになります。300平米というのは国のほうが示した事務連絡、これを基にうちのほうも手数料を算定しているということです。

以上です。

(田中) それでは、最後でいいのですけれども、申請の件数とか総合的な金額とかはどのように推移をしているのか、直近でいいのですけれども、分かりましたら教えてください。

(建築住宅課長) 今までの申請件数なのですけれども、昨年度、令和3年度は25件、令和2年度で8件、令和元年度で6件となっています。今年度に関しては、非常に周知がされてきたのか、11月28日の時点で55件の申請が出ています。

以上です。

(田中) これは、例えば新設の件数が増えれば当然多くなるというふうに考えるのですけれども、昔というか、こういう制度に関して申請が漏れていたとかというのは考えられないのですか、数値から推測をして。余計な質問かもしれませんが、お願いをします。

(建築住宅課長) この申請は、必ずしなくてはいけないというものではないので、もしこの申請をして認定をされるといろいろ税制の優遇とか、そういったメリットもありますので、申請が漏れているということはないと思います。

以上です。

(田中) 今のちょっと答弁なのですけれども、申請がしなくもいいということで、要するに税制の優遇が受けられないとかという話だったので、今までこの数値が、戸数がこんなに極端に25、50までいっているのに、前のほうが1桁なんていうようなことは考えられないので、そういう制度に対して周知されていなかったのかなと。別に罰則があるわけでも何でもないのですが、そういうふうに私は推測をしたのですけれども、やっぱり漏れていないというのであれば、家の戸数的にはそんなに、鴻巣市こ

こへ来てどんどん、どんどん集合住宅ができていくというふうには考えられないので、その辺ちょっともう一回確認の意味で答弁をお願いします。

(建築住宅課長) すみません。先ほどの件数なのですけれども、件数に関しては全て一戸建ての住宅です。共同住宅に関しては、鴻巣市で認定したことは今のところありません。

周知についてなのですけれども、こちらについてはある程度、一般の方がなかなかこれ説明しても、認定の基準とかも結構分かりにくいところがあって、一般の方に説明してもなかなか分からないのかなと思ってまして、どちらかというと建設業者さん、ハウスメーカーであったりとか、工務店であったりとか、設計事務所であったりとか、そういった方に周知はされていると思うのですけれども、これに関しては、業界の方であれば当然これは知っていると思います。認定が取れなかったというのは、もしかすると、認定する基準を満たすためには断熱性能がかなりいい断熱性であったりとか、そのほか太陽光設備をつけてあるとか、そういった低炭素を促進するような建物でなければいけないので、そういった建物がまだ少なかったのかなということも想定できるかなと思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原

案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時19分)



(開議 午後1時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

建築住宅課長より発言の申出がございましたので、許可いたします。

(建築住宅課長) すみません。発言の訂正をお願いします。

先ほど竹田委員のほうから質疑のあったこの制度についての施行等なのですけれども、10月1日からこの制度施行となり、施行規則が9月18日に公布されたという説明をしたのですけれども、正式には9月16日でした。発言の訂正をお願いします。

(委員長) この発言の訂正につきまして、ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

次に、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、まず19ページの道路課、交通安全施設整備事業に580万8,000円が上程されております。資料も出されまして、止まれやスクールゾーンなど詳細に書いてありますけれども、まず1点、こちらについては新設するものがあるのか、それとも全部引き直しであったり、修繕ということでもいいのかをまず1点確認をいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの施設修繕費用につきましては、あくまでも今まで書いてあるところについて引き直しを行うということです。

(川崎) そうしますと、見てみますと赤見台3、4丁目で止まれが、これは21か所なののでしょうか。23か所なののでしょうか。ちょっと数字が重なっているのでよく分からないのですが、何か所なのですか、これ。赤見台3、4丁目は何か所なののでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 全体的に赤見台3、4丁目の要望に対して応えていくのですけれども、この書き方なのですから、止まれ全体、止まれで一式として21か所、それから他工事、ほかの取り出し工事とかで舗装を本復旧したりすると、「止ま」まで書いてあって、「れ」が消えているものとかがあるので、そういった部分については全部書き直すのではなく、「れ」だけ書き直すとか、そういうことになるので、この書き方になっております。

(川崎) 分かりました。部分的に修繕しているということでありますので、そのことは了解をいたしました。

今回の追加によって今年度のこれまでの施設修繕料というのはどのような状況になるのかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 区画線に関しますと、施設修繕料の中にはカーブミラーの修繕も入っております。そのカーブミラーの修繕につきましては、今順次対応していて、まだ予算執行を完全にしているわけではないのですが、区画線の部分に関しますと、全ての費用を今年度分として使い終わっている状況です。なので、今回ここから3か月間ですが、にできる施設修繕として今回補正予算を上げさせていただいたところ です。

(川崎) 先ほどの赤見台3、4丁目の止まれが21、また多いところでは鎌塚が18、氷川町が12ということで、恐らくまとめて市民の方から要望があったものと思いますけれども、これらの要望をされた時期というのはいつぐらいの時期なののでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらのほうは自治会を通して要望されたものでして、令和3年度の初めの頃になります。書き直し費用という、修繕という部分では、カーブミラーと区画線で一緒の修繕費用なのですから、それほど区画線のほうに費用として充てていなかった関係で、

令和3年度の要望について全て行えていない状況でした。

以上です。

（川崎）では、次に31ページの橋梁維持事業につきまして、原馬室の冠水橋のことなのですけれども、こちらについては年度内での工事を終わらせるということが難しいというお話もありましたけれども、まず具体的な修繕内容をお聞きすることと、橋そのものの点検状況というのはどうなのかをまずお伺いたします。

（都市建設部参事兼道路課長）今回左岸側の護岸修繕というところなのですが、まず今回本復旧する前の状況なのですが、もともと建設当時から造られていた護岸というものが木柵の縦矢板で、木ぐいで護岸ができていました。それに合わせて当て矢板が打ってあるような状況の護岸がもともとの状態でした。それが前回の大雨の中で水が護岸側から流れる中で浸食された、経年的にですね、この間の雨で全部流れたわけではなく、徐々に浸食されていた状況でした。それを今回の本復旧では割栗石を鉄線の中に入れるかごマットという工法なのですけれども、大きなこのくらいの石が入ったかごマットを積み上げて浸食を抑えるような工事になります。こちらのほうは、荒川上流河川事務所と協議の上、この方法でいいということでしたので承をもらっております。

あと今の橋の状況、こちらのほうは平成14年の6月にできたもので、橋につきましては、今橋梁点検で5年に1度点検を行っております、それでは異常は出ておりません。

以上です。

（川崎）この工事に入りますと、大体どのぐらい工事期間ということを考えているのか伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）工事期間につきましては、今回議決をいただければ1月に入札の準備に入ります。それで、業者が決まった後、4月、荒川上流河川事務所のほうで渇水期の工事を求められておりますので、4月までには完了させていきたいと思っております。

（川崎）33ページになりますか、建築住宅課にお伺いたしますけれども、市営住宅施設維持管理事業で218万6,000円が計上されております。

リフォームですとか、そのような内容だということでしたけれども、この詳細について伺うとともに、例年と比べてどのような状況なのかを伺います。

（建築住宅課長）詳細についてはなのですが、費用を算出したのが、9月の末時点で算出しております。9月末までに支出が約450万円の支出をしております。そのほか、これから新たに入居したいという方が3世帯出てきまして、その3世帯のために中のリフォームをするために約247万円かかるということになっています。それから、10月以降のそのほか細かい部屋の中の修繕、そういったものが例年の平均からすると、あと273万円ぐらいがかかるのかなというふうに想定しています。それと、新宿団地、こちらの加圧給水ポンプ、こちらが2台通常動かしているのが1台故障してしまって、それを改修するために50万円かかるというふうに想定しています。これら全部合計すると1,018万6,000円となりまして、当初予算の800万円を引いた218万6,000円という数字がこの数字になるということになります。

それと、例年との比較なのですが、例年ですと、令和3年度では総額が1,319万円使いました。令和2年度が1,250万円、令和元年度で1,477万円の修繕費を使っているということになります。

以上です。

（竹田）資料請求をしましたら、丁寧に出していただきまして、ありがとうございました。今回資料請求を出した中で、区画線修繕箇所というのでこんなにたくさんあるのだなというの分かったのですが、そういうところでいうと、ここの予算取りというのでは結構積極的にやっていたくようになるのですが、これを請け負う業者というのはいらっしゃるって変な言い方ですけども、大丈夫なのかしらというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）区画線につきましては、区画線を専門に行っている業者さんとの契約になります。今回また別になりますが、もともと単価契約で1年間契約をしている業者さんにとりましては、もうお金がないので、1月から3月はうちの仕事がないような状況にもうな

りますので、新たにまた取られる方もいるかと思えますけれども、少なくとも今うちの工事を請け負っている業者さんについては1月から3月は空いている状況なのかなと思います。

(竹田) ということは、この区画線の工事を基本的には3月中には終わるという受け止めでよいのかどうか確認をします。

(都市建設部参事兼道路課長) 年度内に完了させたいと思っております。

(竹田) 地域の方から止まれという標示が薄くなっているとか、一報を私もお願いをしましたので、そういう点では喜ばれると思えますので、よかったなというふうに思います。

続いて、7ページの債務負担行為補正です。これは、事業の平準化を図るということも含めて年度の初めに早めにやっていきたいということもあるのですけれども、この債務負担行為の金額は、物価高騰でかなり材料なども、材料費というか、上がっていると思うのですが、この債務負担行為補正の中で物価高の影響も含んだ予算になっているのかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) 今回、債務負担行為で年度内に契約をするわけですが、それは今最新の単価を使いますので、これから1月の単価が出ますので、その単価に基づいて設計をしていきますので、今までの分はその時点での単価になります。それとあわせて、来年度当初に労務単価の改正とかがある場合は、それに応じたスライドの制度を利用し、令和5年度になってから契約変更ということも想定はしております。以上です。

(竹田) ということは、債務負担行為補正についてはそういうことなのですけれども、今実際にやっていただいている工事もありますね。たくさん仕掛かり工事みたいな。その部分での契約した時点と、それからまた実際に契約した後に材料を仕入れた時点で上がっているという部分でいうと、今回は水道光熱費なんかはあれなのですけれども、3月のところでは補正が出てくる可能性というのはあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 債務負担行為につきましては、今回の契約では補正にはならず、来年度予算の中でそれが費用として発生する

わけです。あくまでも債務負担額は今年度末までの契約に係る債務を負担する、もうこの金額で契約しますというところまでができるところなので、それを越えた、年度を越えた令和5年度以降の単価の改正とか、スライドの制度の活用というのは、年度当初になるとこちらの、入札の段階ですけれども、そういう状況があったら変更しますという条文を書いた状態で入札をかけますので、その申入れによってスライドの制度を活用していくようになります。

（竹田）債務負担行為は分かったのですが、今私がお聞きしたのは、現在工事しているものが幾つかありますよね。結構いろいろと道路の改修工事なんか始まっていますが、契約した時点と工事の発注する時点、やってみたら最後値上げになっていましたという差額分が今の仕掛かり工事の中で足りない分は3月に補正額として出てくるのですかというふうにお聞きしました。

（都市建設部参事兼道路課長）申し訳ございません。今契約しているものに関しては、今契約している会社さんからの申出等があって、急激な物価高騰とかあった場合の対応ということで、今のところ道路工事とか、今舗装工事が多いのですが、工期として2か月から3か月、その間にどうだったという、変動があったかどうかというのはそれほど、ちょっと計算はしていないのですけれども、2、3か月での急激な物価変動というのは今のところ起こっていないのかなというところではあります。これがまた2年とか1年を超えるような工事であれば、契約中に急激な変動があった場合はスライドの制度が使えるのかなと思います。現状ではそういった申出はありません。

（竹田）分かりました。

では、33ページで、市営住宅施設維持管理事業で、本会議場で退室あるいは入室に伴う施設整備の内容だというふうにご説明になりました。この件数というか、何戸が退去して、何戸が入居するのか、まず伺います。

（建築住宅課長）今年度につきましては、今のところ5件の退去があって、その部屋に5件入居されるという形になっています。

以上です。



(竹田) 国会でもちょっと問題になっているのですけれども、公営住宅なのにお風呂がついていないとか、エアコンがついていないと。こういうことについては、いわゆる公営住宅ですから、低廉な価格で最善の住居を提供するというのが公営住宅法の本質ですから、そういう点からいうと、今回の5件退去して5世帯が入居すると。しかし、お風呂の問題とか、ガス給湯器の問題とか、エアコンの問題というのは、基本的には入る方が整備するようになりますよね。ここら辺の考え方というのは、いわゆる公営住宅の本質に基づいて整備していくという考え方が持てるのかどうかお伺いしたいと思います。

(建築住宅課長) 基本的にはやはりお風呂がない市営住宅、エアコンは全てつけていないと思うのですけれども、その設備に関しては、今のままでやっていこうかなというふうには今の時点では考えています。お風呂に関しては、あと給湯器とかそういったものは、もし退去されるときに、我々のほうで退去するときにチェックして回るのでありますけれども、出ていく方も撤去する費用もかかりますし、入る方がまた新たに設置するのであれば、割と程度のいいものが結構あります。そういったものを活用して、きれいな、程度がいいものであれば、そのまま置いていっていただいて、新たに入る方に見ていただいて、程度が結構いいので、断られたことはないのですけれども、それでいいよという方も多いので、そのまま活用させてもらって、家賃等には反映しないというような形も取っています。ただ、やはりないところに関してはちょっと個人負担という形にはなってしまうということになります。

(竹田) 以前も同じような質問をしたときに、前に入っている方はお風呂もエアコンも全て整備していただいたと。後で入る人たちが、整備されていれば、前に入った方とこれから入る人の間の不公平が生じるという考え方の下でやりませんということをお答えいただいたことがあったと思うのですけれども、制度というのは、人間の認識というのはどんどん変わっていくわけです。一番いいのは子どもの医療費の問題で、私どもが、子どもが小さかったときには3歳までの子どもの医療費は無料だったのでありますけれども、その後、中学3年生までになって、今18歳ま

で無料になっていますよね。それはやっぱり人間の認識がどんどん発展して、いい方向になっていくと。だから、前の人と比べたら、前の人にはリスクはあるかもしれないけれども、でもみんなの幸せのためにはこうしようねというのが人間の認識の発展です。それが社会全体がよくなっていく方向というふうに考えたときに、市営住宅も、今市営住宅の施設に合うようなお風呂を探すのがすごく大変というわけです。四角いみたいな、ああいうものを探すのがすごく大変というふうにおっしゃっていた人がいたのです。市営住宅に入ろうと思ったのだけれども、金がかかり過ぎて入れなくて、民間のアパートのほうがお風呂も給湯器もエアコンもついているから安くて、民間に入るよというふうにおっしゃった方がいたのです。だから、そういう点を考えたときに、公営住宅法に基づいた市営住宅にしていく、そのための維持管理のためにきちっとすべきではないかというふうに私は考えますので、政策的な展開も含めて部長のほうから、今後のことも含めてお答えいただければと思います。

（都市建設部長） それでは、お答えいたします。

今現在の段階ですけれども、これにつきましては、やはり今まで個人の方で負担して整備していただいた方、新たに市のほうで例えば整備した場合は、家賃等が所得に応じて決まっていますので、そういった不公平感もありますので、現段階ではそういった市のほうで整備するということは考えてございません。

以上です。

（田中） 一応通告をしてありますので、前任者の質問と答弁等を鑑みますと、何点かはもう答弁されていると思いますので、抜けている部分について質問をさせていただきます。

P 30、31と P 8 も入っているな、の質問を出しているのですけれども、区画線についてなのですけれども、区画線の線の関係なのですけれども、よくこの線は警察だ、こちらは市だとかという話があります。それで、さっき停止線のところの停止線のマークは一応警察と聞いたような気がするのですけれども、止まれが市だと。よく、グリーンベルトではないけれども、ああいうところにも白線がありますよね。道路の端のほうに。

あれはどこが管轄しているのかという点。

それと、質問書いてありますので、全部聞いてしまいますけれども、塗り替え時期等の基準等、通行が多いところは当然サイクルが早いと思うのですけれども、その辺について、見た目だけなのか、あとは年数、基準が決まっているのかという、すみません、全部一遍にここの部分について質問をいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）区画線の持分、警察と道路管理者ということで、どういう形になっているかということなのですが、まず道路法に基づき道路管理者が設置するものとしてあるのが白線のセンターライン、それから外側線、矢印のマーク、グリーンベルト、止まれといった文字が法定外表示ということであります。こちらのほうは道路管理者、市道であれば市が、県道であれば県がということで設置するものとしております。それと、交通管理者が管理するものとしては、規制に伴うものとして黄色のセンターライン、それから制限速度の標示、それと先ほど言われた停止線、それと横断歩道、こちらのほうは交通管理者である警察というふうになっております。

それと、塗り替えの時期なのですけれども、時期につきましては、基準としまして一般社団法人全国道路標識・標示業協会というものが発行している路面標示ハンドブックというものがあります。こちらに5段階の目視評価ランク基準が設定されております。その中で、路面標示の塗り替えの基準として3、それ以下になった場合は塗り替えすることが望ましいというふうに書かれておまして、市内3以下のランクというのは皆さんが、当然消えているところもありますので、それ以下のものがたくさんあることは市としても承知しているところですが、それが一応基準となっております。

（田中）今ちょっと聞き取れなかったのですけれども、数値3以下とかって、どっちがきれいに映っているのか消えているのか、ちょっともう一回確認の意味で。

（都市建設部参事兼道路課長）3より小さいほうが塗り替えの基準になっています。

(田中) では、次に行かせていただきますが、道路維持・補修業務委託区割りというのを資料でもらっているのですけれども、6工区書いてあるのですけれども、これって水道工事、ガス工事等の本復旧とは違うのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) それとは違いまして、あくまでも道路の維持管理補修に関して業務委託として単価契約で、先ほど言った除草とか簡単な舗装の修繕などを行うものを年度当初に単価契約を結ぶために債務負担行為としているものです。

(田中) ということは、当然もうその区ごとに業者が決まっています、もう単価も決まっています。だから、そこに多く出れば、その業者は幾らか売上げが上がるというふうに考えればよろしいのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 各工区ごとの単価につきましては、まだ完全な区分けの中で今現在、今年の苦情とか執行状況を踏まえて、バランスについては今後予算の中で固めていきたいと思いますが、総額としてはこの金額でやっていくことになります。

(田中) では、今の大体概略だけができているということで、実際には傷み具合とか苦情の度合いによって変わってくるというふうに判断してよろしいわけですね。

(都市建設部参事兼道路課長) 今現在も進行形で修繕のほうは行っております。ちなみに、昨年度の区分けだけ申し上げておきます。1工区につきましては900万円、それから2工区については1,200万円、3工区につきましては1,300万円、4工区につきましては1,000万円、5工区につきましても1,000万円、6工区について600万円という、合計6,000万円で昨年度は契約をさせていただいておるところです。

(田中) それでは、最後の質問になりますが、皆さんが聞いているところの市営住宅の施設維持管理事業なのですが、リフォームの関係、皆さんも聞いているのですけれども、どうしても私、聞き方をちょっと変えて質問をさせていただきたいのですけれども、よく普通のところでは費用対効果とかという話が出るのですけれども、当然収入に応じて家賃が決まるという話なのですよね。それとあと、要するに今までの話を聞いて

ていると、居住者が替わるごとに一応は修繕するような話だったのですけれども、借りる人の、これ借りてみなければ分からないのだけれども、期間とか収入に応じた家賃とかにそういう基準というものはあるのですか。長く借りそうだとか、金額、この人は家賃高いからここまでやるとか、ここまででやめていくとか、ちょっと言い方が悪いのですけれども、そういうところをちょっとお聞きしたかったのですけれども。お願いします。

（建築住宅課長）入居に際しては、基準を満たした方が住まわれて、収入に応じて何年住めるとか、何年で出ていきなさいとか、そういった基準はないので、一回入居されればそのまま住み続けることも可能です。以上です。

（田中）そうすると、当然きれいになって1か月か2か月で引っ越してしまったという場合も、また新しく入った人に対して多少やるのでしょうかけれども、その点に関しては、前の人がこれしかやっていないと、汚れ具合大したことないから、ちょこちょこっと磨くぐらいとか、ちょっと言い方悪いのですけれども、そういうマニュアルというようなものはできているのですか。

（建築住宅課長）何か書面でマニュアルとかは設けてはいないです。やはり担当が行ったときに、退去の際に部屋の状況等を見て、大体長く住まわれると壁紙、床、天井、そういったところの張り替えとか塗り替えとか、そういったものをやっていることが多いです。短い期間であれば確かに傷みが少ないので、クリーニング程度で次の方に入ってもらおうというような形を取っております。

以上です。

（田中）では、最後なのですけれども、この判断するのは建築住宅課の職員が判断するということで、希望等で、極端な話、お客さんというか、相手方がよく言う人に対してはやるとか、おとなしい人にはやらないとか、そういうのはあるのでしょうか。

（建築住宅課長）その辺では、本当にもうクリーニングするとかなりきれいになりますので、それで言う人、言わない人で差はないというふう

に考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時08分)



(開議 午後2時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第86号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 先ほどの提案説明の中で、4ページの繰越明許として年度内の工事が難しいというふうなご説明で繰越明許、その繰越明許なのです。

けれども、何ゆえに工事が難しいのかお尋ねをします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）3件の工事につきましてです。対象となる工事箇所につきましては、いずれもJR高崎線南側にて実施する工事3件でございます。繰越しの理由でございます。電柱の移設に不測の時間を要していたため、先行すべきライフラインの工事に着手が遅れたことから、区画道路工事の施工時期に影響を受け、令和5年3月以降の着手となることから年度内完成が困難となったためでございます。以上です。

（竹田）それは分かりました。だから繰越明許するのですけれども、ではJR高崎線の南側の電気設備、それからライフラインということは、その後はいつ頃完成する見通しなのか、そこら辺まで見通しがあったらお答えください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）電柱の移設につきましては、電柱がNTT柱でございます。NTTには令和3年4月1日に移設の申請を依頼して、実際終わったのが今年、令和4年8月の19日に完了となりました。また、電柱に共架している施設、電力がございます。こちらも同様、令和3年4月1日に東京電力パワーグリッドに移設の依頼をして、前年度内に完了しました。影響を受けましてライフラインでございます。下水道工事につきましては、現在2社で施工中でございます。1社につきましては、来年1月末の完成予定、また1社につきましては現在施工中で、3月の中旬に完成予定というのを聞いております。また、水道工事につきましては現在請負の状況、準備中だということを伺っております。なお、5年の3月15日には完成予定というのを聞いているところで、ほかのライフラインといたしまして、民間のガス工事会社、こちらのガス会社につきましては、サイサンという会社がやっております。こちらについては、今現在、整備時期を最終調整を実施しているところで、そのようなことから3月中の着手を予定しているところでございます。以上です。

（竹田）ということは、順次仕事の手順というのもあると思うのですけ

れども、ガスが最終的になるということの解釈でいいのかということと、サイサンがやっている工事は最終的にいつ完成するのか、最後お聞きしておきます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まずは、1つ目がガスさんの施工時期につきましても、ほかのライフラインが大体完了した後でございます。ただ、整備箇所につきましても、ガス会社の整備予定というのもございますので、その辺りも最終的に詰めながら、今回繰越明許の承認をお願いしまして、そちらの区画街路工事が終了するときまでには完了というのを一つ考えてございます。

以上です。

(田中) 繰越明許費のところ、今竹田さんの質問に対して答弁をしていた中に含まれるかなと思うのですけれども、北新宿第二土地区画整理事業費の6,700万円の事業というのは、今説明をしたものが全部含まれて、合計額が6,700万円というふうに解釈すればよろしいのですか。それとも、違うのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 事業費の6,700万円の関係でございます。こちら区画整理事業として実施する工事3本でございます。工事箇所につきましても、区9—12号線、こちらで4,550万円、区6—154号線、これで1,250万円、区5—7号線、こちらで900万円、こちらの合計6,700万円ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。



これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第86号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時33分）



（開議 午後2時36分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号 令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第2号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）今ご説明いただいたのですけれども、さらに詳細に説明をしていただければと思います。

6ページ、7ページになります。原油高に伴う燃料費の高騰等で不足する浄水場、水源井及び水質監視装置等電力料の増額の詳細、3,342万9,000円ということでありましてけれども、まずはこの詳細について伺います。

（水道課長）それでは、お答えいたします。

まず、電力料の増額ということで、浄水場等自己水源費、自己井戸の電力と、あと水質監視装置、こちらのほうで当然ながら電力を使っております。昨今電力費が上がっているということで、当初の予定の予算でいきますと、今の上昇を想定した中では12月いっぱいの料金までしかちよっと支払うことができないのかなという想定の中で、その不足する分を今回の補正に上げさせていただいております。浄水場が当然一番電気

を使うところをごさいまして、浄水場と井戸と水質監視装置、こちらのほうの大体どれぐらいの割合でというところなのですけれども、7対2対1ぐらいの割合で電気料をお支払いしている状況でございます。以上です。

（川崎）7対2対1でしたか。承知しました。

それでは、次に委託料の減額についてなのですけれども、契約額の確定に伴い減額ということでありましたけれども、こちら随分減額しているのかなという印象なのですが、こちらの詳細というのでしょうか、見込み、当初の見込みとは、減額になって、それはそれでよかったのですけれども、その差というのでしょうか、見込みとその差、減額になったという実際の差についてどのように捉えているのか伺います。

（水道課長）まず、今回の減額に関しましては、全て契約額の確定に伴う減額でございます。まず、水質検査等業務委託料の減額なのですが、400万4,000円の減となっております。

続きまして、箕田浄水場にあるNSモーター分解点検業務委託料、こちらのほうの減額が561万円の減となっております。

続きまして、配水管洗浄作業、不断水カメラ調査業務委託料、こちらのほうの減額のほうが607万2,000円の減となっております。

（経營業務課長）減額になっている委託料の経營業務課部分、所管している部分をご説明いたします。

まず、宿日直業務でございます。こちらにつきましては、予算額1,689万6,000円に対して1,125万1,000円で契約できましたので、その分を減額しております。

続きまして、水道事業ビジョンにつきましても、予算額1,440万7,000円に対して、契約額が1,351万5,000円ということで、差額89万2,000円減額しております。

以上でございます。

（川崎）減額の数値につきましては、示されているとおりですので、それは承知しているのですけれども、契約額の確定に伴ってこのようになっているわけなのですけれども、その契約額の見込みとして当初想定し

ていたものの数字、妥当性といったらちょっと大げさなのですが、その違いについてはどのように認識していらっしゃるのかということでもあります。

（水道課長）全て委託料ということで、発注の際に最低制限価格というのが設けられないというところで、受注された業者さんのほうの企業努力のほうで請負額を下げていただいているような状況でございます。一般的に業務委託は受託額の大部分が人件費ということで、工事等とは違いますので、そういった受託者の裁量によって安価に実施できるものというところで最低制限価格は設けていないというところがございます。そういった関係で設計額等の差異が発生する可能性はあるということで、委託料は大分下がってしまうというところがあります。

（経營業務課長）今の水道課長の発言に補足する部分なのですが、設計する際に国土交通省の労務単価など公的機関の人件費の労務単価を使用していまして、それに基づいて特に人件費については算出しておりますので、結果このような形になったという状況でございます。

以上でございます。

（川崎）分かりました。

それでは、続いて債務負担行為補正についてお伺いをいたします。施工時期の平準化を図るための工事ということで先ほどご説明もあったわけなのですが、こちら平準化を図るといのは当然そうであるべきなのですが、どのように平準化を図ったのかということでお伺いをしたいと思います。

（水道課長）まず、債務負担行為による工事発注の場合には、年度内に契約することで新年度の早い段階に現場に着手することができるというメリットがございます。公共工事の平準化を図るには、一般的には工事が少ないと言われる年度当初の4月から6月頃に工事を実施することが重要となります。この取組の中では、工期1年未満の工事における債務負担行為の設定、柔軟な工期の設定、速やかな繰越し手続の実施、積算の前倒し及び早期執行が手法として提唱されております。このようなことから、水道課では債務負担行為の設定により対応することとして

おりまして、今年度債務負担、同じように2本、工事発注してございます。来年度は3本の債務負担行為による工事を発注するという事で、少しずつではあるのですけれども、平準化を図っているというところがございます。

以上です。

(川崎) それでは、最後になりますけれども、水質検査の検査項目の費用の増加とありました。これは、水質検査等業務委託の中で物価の高騰等により検査項目の費用等が増加していることからということでありまして、この詳細についてご説明をお願いいたします。

(水道課長) 予算書にある債務負担行為につきましては、来年度、令和5年度に実施する水質検査等業務委託料を今年度中に発注して、新年度早々に検査を実施するよう設定するものでございます。物価と人件費の高騰などから各検査項目の費用が増加しているというところで限度額の増額の変更を行うものでございます。

(田中) 一応通告してありますので、質問します。

先ほど2つ目のページがちょっと違っていたので、3ページ、追加工事の件なのですけれども、配水管の新設工事と布設替え工事について、1本ずつとたしか説明したので、金額が大きいので、これはどこかなという、工事場所についてまずお伺いをいたします。

(水道課長) 予算上、新設工事と布設替え工事ということで2案件ということで、2件という表現になってございますが、発注する工事に関しましては、配水管新設工事といたしまして箕田地内で行う工事が1本、それと八幡田地内で行う配水管新設工事及び布設替え工事、こちらが1本、それともう1本が下谷、常光地内で行う配水管新設工事及び布設替え工事ということで、3本の工事の予定をしているということになります。

以上です。

(田中) 一応3本、3本ぐらいの、今の説明だとそんな……そんなにない。数的には2、3本というふうに見ればいいのか。1本ずつではないというふうに理解したのですけれども、金額的には、それを割れば、

1つの工事2,000万ぐらいになるのかなというのですけれども、そこまで、時間ありますので答弁していただければ、どこが幾らとか言っていたら分かりやすいかなと思います。

(水道課長) あくまでもまだ予算というか、詳細な設計はまた見直し等をも行いますが、

以上です。

(田中) 一番最後が6,000と言ったのかな。

(水道課長)

(田中) 今の数字を合わせれば大体この合計額ぐらいになるということで理解をいたしました。

それで、もう一個出しているのは川崎委員のほうで質問したやつで、水質検査等業務委託料の金額の増額について一応質問していたのですけれども、答えていますので、質問はいたしません。

以上です。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時55分)

(開議 午後2時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長から発言の申出がございましたので、許可いたします。

(水道課長) 田中委員の質問に対してちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、まず金額なのですが、3本の工事の金額をお伝えしたのですけれども、まず箕田地内の配水管新設工事につきましては約2,000万円の拡張費。それと、2本目の配水管新設工事及び布設替え工事、これは八幡田なのですけれども、こちらのほうが拡張費として約1,000万円、それと改良費のほうが約2,500万円。それと、3本目のほうの下谷、常光地内の配水管新設工事及び布設替え工事、こちらのほうは拡張費が約2,700万円、それと改良費のほうが約6,800万円という計算になってございます。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時57分)

---

(開議 午後3時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(水道課長) 田中委員の工事に関する金額の発言について取消しをお願いいたします。

改めてお答えいたします。3本の工事なのですけれども、まず1本目が箕田地内の配水管新設工事、こちらのほうが、限度額ではございますが、拡張費として約2,000万円。それと2本目、八幡田地内の配水管新設工事及び布設替え工事、こちらのほうが拡張費として約1,000万円、それと改良費として約2,550万円。それと3本目、下谷、常光地内の配水管新設工事及び布設替え工事、こちらのほうが拡張費として約2,670万円、改良費として約6,840万円でございます。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の取消しについて、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 2 分)



(開議 午後 3 時 0 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理につきまして委員長に一任願います。

(竹田) 7 ページの委託料の減額補正について、他の委員も質問をしていました。日直、宿直の費用がかなり多いのですけれども、基本的には設計労務単価とか設計単価に基づいてこちらは試算して、入札の結果この金額になったということですよ。でも、宿日直費というのは基本的に人件費が主なのですけれども、何ゆえにこんなに差額が出たのかお尋ねをします。

(経營業務課長) 今委員のご質問の中で宿日直業務につきましては、入札ではなくて随意契約で実施しております。というのも、水道の夜間、あと我々が休みの日の祝日、休日の際の電話応対とか、あと漏水とかの業務に当たりますので、その部分については鴻巣市の水道協同組合のほうに随意契約をしております。その中で、我々も大切な水道使用料をいただいて事業をしておりますので、適切な積算ということをはかりかけてはいるのですけれども、繰り返しになりますが、国土交通省の労務単価を用いたりとか、あと水道施設の維持管理の業務の積算要領を参考にして労務単価を設けて、あと夜間何日、日数があるとか、祝日が何日あるかということで積算をしておりますので、その中で水道組合がそのような金額を出してきたというところがございますので、その点については適切な積算をしたと。その結果、低い金額で水道組合が提示してきたというところというふうに解釈しております。

以上でございます。

(竹田) いわゆる差額が出る要因は何かといたら、先ほどの過大に積

算するか、それからまた私心配しているのは、先ほど執行部の答弁ではいわゆる国土交通省の設計労務単価を日にちで掛けてやりましたと。水道組合というのは、基本的には24時間、私たちが困ったときお願いすると、手配してくださって、対応してくださっているのですが、逆に言えばこれだけ差額が出るということは、業者の方が安くというか、積算の、設計労務単価というのは適切な価格でやるわけだから、それ以下で抑えられるということは業者泣かせになっているのではないかというのが、水道組合が随意契約はしているわけだけれども、そこら辺でそこで働く人たちの労賃というのですか、賃金がちゃんと適切に支払われることが私は大事だと思うので、564万5,000円も差額が出てしまうわけで、そういう点からいうと、逆に言えばもう少し調べていただきたいと思うのですけれども、宿日直の業務委託を受けた業者さんが順番にやっていると思うのだけれども、幾らの労賃でやっているのかということもよく調べていただいて、働く人の賃金が安くないように、ちょっと適切に先方とも話し合っていたいただきたいというふうに思うのです。頑張っていたいているし、困ったときにすぐさま対応してくださっているだけに、適切な価格で支払われるような対応をしてもらいたいということを申し出てください。できるのかどうか、随意契約との関係でいろいろあるのですけれども、そこら辺の確認をしていただきたいと。幾らで働いていますかとかというのは確認できるのですか。

この間、たまたま埼玉労連って、県の埼玉県労働組合連合会というところが市の交渉をしたときに、労賃が1日1万6,000円なのだって。1万6,000円ということは、建設業で働く人が1万6,000円だと、20日間働いても30万くらいにしかならないでしょう。そこからいろいろなものを払うと本当に低くて、建設業に携わる人がいないというふうに言ったものですから、1日の1万6,000円の労賃を考えたときに、やっぱりもっともっと高くなるような労働条件をつくっていかないと建設業界が成り立たないということは、道路もよくなり、水道も下水道もよくなりという点を考えたときに、この564万5,000円の差額分が何ゆえに出ているかというのをもう少し、ちょっと追跡調査ができるかどうか、最後だ



け、ここだけ確認しておきます。

（経營業務課長）水道組合の労働環境、労働条件について、別の会社でございませうから、こちらのほうで何かすることはしませんが、我々、もちろん契約の際に水道組合に何らかの圧力をかけているとか、そういうことは一切しておりませうので、もちろん竹田委員のおっしゃるとおり、土日、祝日は本当に我々の代わりになって漏水の対応とか小まめにやっていたいでいますので、会社の内容についていろいろ聞くことはございませうが、あと仕事を発注する際に何か圧力をかけることもしませうので、仕事のやり取りの会話の中で景気はどうですかという話はよくするかと思ひますけれども、業務の中ではそういったやり取りはする予定はございませう。

（竹田）いわゆる公正取引との関係とかいろいろあるので、それはもう立場上できないというのはよく分かりますけれども、やっぱり実情をどうですかということで、先ほど話した建設業の人が1万6,000円しかもらえていないという実情があるということも含んで、情報収集とかそういうのはお願いしたいと思ひます。確認しておきます。

（上下水道部長）竹田委員のおっしゃっていることは分かりますが、やはり我々として工事なり業務なり発注するときには、県なり厚労省とかで出している歩掛かり、県の単価というのを使った中で、正當に積算しているものについて発注しているわけです。業者さんにしてみたら、その金額は業務委託だと公表できないとかというのはありますけれども、その設計書、仕様書を見た中で金額を自分のところはこれでできますという形で、その金額を出す際には、働く人のお給料であるとか、会社なり営業所なりの必要な経費というのは当然見た中で、うちはこの金額で出しますよという数字でお値段のほうは出してきていただいでいる。その結果として今回この金額が減額というふうにはなっているんで、その辺、その業者さんが、では作業員さん、従業員さんにどのくらい払っているかというのは、ある程度最低賃金だとかというのがある中でお支払いしているものだというふうにはこちらは当然考えますので、なかなかやはりそこへこちらがというのは難しいのかなというふうには思ひま

す。ただ、いずれにしても、やはり積算に当たっては、しっかりと県なり国なりのちゃんとそういった単価なり歩掛かりをしっかりと使いまして金額をはじくようにしてこれからも発注のほうはしていきたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時13分)